

(03) 児童扶養手当受給状況

制度の目的 児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭生活の自立の促進による、児童の福祉の増進を目的に児童の父母又は養育する者に支給されます。

受給資格者 ①児童の父母 ②養育者

支給対象児童 ①18歳に達した年度末までの児童 ②20歳未満で政令で定める程度の障害のある児童

主な資格喪失理由 ①父母の婚姻 ②施設入所(児童のみ※親子で入所した場合は喪失に当たらない)
③児童を監護しなくなった
④児童が18歳の年度末に達した又は20歳の誕生日を迎えた などが該当します。

(令和4年3月31日現在)

区分 市町村名	児童扶養手当														
	受給者	支給数 停止者	世帯類型別						児童数別						支 給 対 象 数
			離別	死別	未婚	障 害	遺棄	その他	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	
増毛町	33	5	26	0	7	0	0	0	18	13	2	0	0	0	50
小平町	9	4	7	0	2	0	0	0	7	2	0	0	0	0	11
苫前町	15	6	12	0	1	0	0	2	8	6	1	0	0	0	23
羽幌町	48	11	44	0	3	0	0	1	30	14	2	1	1	0	73
初山別村	4	0	2	0	1	0	0	1	4	0	0	0	0	0	4
遠別町	17	5	15	0	0	0	0	2	7	5	4	1	0	0	33
天塩町	18	10	14	0	3	0	0	1	9	7	2	0	0	0	29
町村計	144	41	120	0	17	0	0	7	83	47	11	2	1	0	223
留萌市	167	14	146	1	10	0	0	10	84	62	18	3	0	0	274
市町村計	311	55	266	1	27	0	0	17	167	109	29	5	1	0	497

(04) 児童手当支給状況

制度の目的 児童手当法に基づき、家庭等における生活の安定及び次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に手当が支給されます。

受給資格者 ①児童の父母 ②未成年後見人 ③父母指定者

支給要件児童 15歳に達した年度末までの児童

主な資格喪失理由 ①日本国内に住所を有しなくなった ②他市町村へ転出 ③支給要件児童と別居することとなった
④支給要件児童が児童福祉施設へ入所した などが該当します。

(令和4年3月31日現在)

区分 市町村名	0~3歳未満				3歳~小学校就学前				中学生		特例給付		支出総額 (千円)
	被用者		非被用者		第1子・第2子		第3子以降		延べ 児童数	支出額 (千円)	延べ 児童数	支出額 (千円)	
	延べ 児童数	支出額 (千円)	延べ 児童数	支出額 (千円)	延べ 児童数	支出額 (千円)	延べ 児童数	支出額 (千円)					
増毛町	335	5,025	126	1,890	1,573	15,730	425	6,375	716	7,160	96	480	36,660
小平町	187	2,805	123	1,845	1,178	11,780	230	3,450	438	4,380	242	1,210	25,470
苫前町	211	3,165	203	3,045	1,476	14,760	359	5,385	550	5,500	156	780	32,635
羽幌町	503	7,545	228	3,420	2,880	28,800	622	9,330	1,271	12,710	201	1,005	62,810
初山別村	73	1,095	88	1,320	464	4,640	72	1,080	166	1,660	84	420	10,215
遠別町	163	2,445	61	915	1,132	11,320	223	3,345	416	4,160	176	880	23,065
天塩町	302	4,530	79	1,185	1,316	13,160	193	2,895	550	5,500	383	1,915	29,185
町村計	1,774	26,610	908	13,620	10,019	100,190	2,124	31,860	4,107	41,070	1,338	6,690	220,040
留萌市	1,660	24,900	223	3,345	7,364	73,640	1,423	21,345	3,737	37,370	359	1,795	162,395
市町村計	3,434	51,510	1,131	16,965	17,383	173,830	3,547	53,205	7,844	78,440	1,697	8,485	382,435